

平成 17 年 5 月 27 日

「トレーディング業務に対するバーゼル の適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」
に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル委員会および証券監督者国際機構より本年 4 月 11 日に公表された「トレーディング業務に対するバーゼル の適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」に対してコメントをする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会および証券監督者国際機構における最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

今回の市中協議に付されている内容については、より高度なリスク管理に資するものであり基本的には高く評価できる。

市中協議案におけるパート 1、パート 2、パート 3 に記載されている内容については、民間銀行にリスク感応度の高い手法がオプションとして用意され、資本賦課軽減が期待される一方、パート 4、パート 5 では追加的な資本賦課が要請されている。よって、バーゼル委員会が全体資本水準への影響、及び、各国間における競争条件の平等確保の観点から、全てのパートをパッケージとして基本的には同時に実施する考えであると我々は理解している。

しかしながら、今回の提案内容について民間銀行が追加的に準備対応に向けることができるリソースは、最終合意文書が公表されてから 11 ヶ月を経過したこの時期に及んでは極めて限られており、2007 年末から実施するのは極めて困難と認識している。例えば、パート 4 のトレーディング勘定の枠組み改善における個別リスクのモデル化や評価額の調整については、モデル開発負担や各国の会計制度の相違点などを考慮すると、直ちに実施するのは極めて困難である。パート 5 の未決済取引への対応については、システム開発、事務体制の構築等の準備負担が多岐、かつ、リスクを正確に把握するメリットとの対比においてコスト負担が大きいものと思われる。

従って、今回の提案内容の実施時期については再考を願いたい。また実施方法については各国の実情を踏まえた各国当局裁量の余地を残して頂きたい。

【各論】

1. カウンターパーティー信用リスクの取扱い

担保効果認識方法の明確化について

標準的方式（パラグラフ 58,158,159）

標準的方式においては、担保によるリスク削減効果に関する対応方法が示されておらず、担保によるリスク削減効果が考慮できないと解釈される可能性がある。標準的方式においても、当然のことながら担保によるリスク削減効果は許容されるべきであり、「最終的に計測された EAD から担保額（担保ヘアカット勘案後）を差し引くことを可能とする」等の担保効果認識方法を明記して頂きたい。

カレント・エクスポージャー方式（パラグラフ 54）

カレント・エクスポージャー方式において、担保取得を行った場合には、「取得担保」と「正の再構築コスト及びアド・オン」とのオフセット（相殺）が可能なのがパラグラフ 54 の算式より明確化されているものと考えられるが、逆に担保の提供を行った場合に、負の再構築コストとのオフセットが可能であるか不明確である。

担保契約等により法的実効性がある場合には、「提供担保」と「負のカレント・エクスポージャー」についてもオフセットが可能である旨明記していただきたい。

なお、「再構築コスト」と「アド・オン」については数式上オフセットができない記述となっているが、その理論的背景について示して頂きたい。

2. ダブル・デフォルトの取扱い（パラグラフ 242 「307a.」）

プロテクション形式の要件について

「multiple-name credit derivatives, multiple-name guarantees, synthetic securitisations and other tranching products」（以下単に、「multiple-name credit derivatives 等」）についても、一定の適格要件を満たす場合にダブル・デフォルト効果が認められるよう、適格要件の内容を修正して頂きたい。

今回の提案では、プロテクション提供者と債務者の信用力に高い相関がある場合の「Wrong-way risk」を回避し、一定の相関係数に基づくダブル・デフォルト効果の織込みを可能にするため、プロテクション提供者と債務者の適格要件に加えて、プロテクションの形式にかかる要件である「Forms of protection」が定められている。

この 3 つの適格要件のうちの一つである「Forms of protection」によって、multiple-name credit derivatives 等については、一律に“Wrong-way risk”が存在するも

のとして、ダブル・デフォルト効果が認められていないが、これらのプロテクションがカバーする全ての裏付資産や全ての参照債務者について、プロテクション提供者との「Wrong-way risk」がないことを立証できる場合には、シングルネームのクレジットデフォルトスワップ（CDS）や保証と同様に、ダブル・デフォルト効果を織込むことがより適切な取扱いであると考えられる。

3. トレーディング勘定の枠組み改善について

(1) 内部モデル方式による個別リスクの計算方法について

デフォルトリスク計測の際の条件（パラグラフ 292、312）

個別リスクの内部モデル方式に関し、デフォルトリスク計測の際の保有期間を「1年」、信頼区間を「99.9%」と設定しているが、通常トレーディング勘定において保有期間は短期であり、流動性が高いポジションに対してまで、保有期間「1年」、信頼区間「99.9%」を要求する必要はない。このような場合には、現行通りの規制（保有期間「10日間」、信頼区間「99%」）を適用することを可能として頂きたい。

次に、デフォルトリスクのモデル化に際しては、以下の点に着目すべきである。突然のデフォルトは格付遷移の延長線上にある事象の一つであり、これは、イベントリスクに格付遷移リスクとして含まれるとされている（パラグラフ 312、脚注 52）。従って、デフォルトリスクは、イベントリスクと分離せずモデル化し、イベントリスクで定められた保有期間 10 日間、信頼区間 99%とするのが適当であるとする。

仮にデフォルトリスクをイベントリスクと分離するのであれば、イベントリスクのストレス状況と捉えたうえで、どのようなストレス状況と想定するかは、各行の判断に委ね、各銀行が内部モデル策定の際に、自身のポジション運営の実態に即した保有期間や信頼区間を設定することを認めるべきである。

デフォルトリスクのみを切り離して、一律、保有期間 1 年、信頼区間 99.9%と固定的に取扱うのは、トレーディング勘定の取引の実態に鑑み過度に保守的であり、かつ、リスク管理実務と異なる場合が多いと想定されることなどから、デフォルトリスク計測に内部モデル方式を採用するインセンティブ（さらに、内部リスク管理手法の高度化のインセンティブ）を阻害する要因となるものとする。

IRB 的なアプローチによるリスクアセットの計算方法（パラグラフ 294）

マーケットリスク規制では、算出基準日の VaR 額と、算出基準日を含む直近 60 営業日の VaR の平均に乗数を乗じた額のいずれか大きいほうをマーケットリスク額として認識し、それを 8%で除した額がリスクアセットとされているが、IRB 的なアプローチ（the IRB methodology）によりデフォルトリスクを計測する場合は、非トレーディングエクスポー

ジャーに対する信用リスク規制と平仄を取り、算出基準日の IRB 的なアプローチによるリスクアセット額に 8% を乗じた額をデフォルトリスクに対するマーケットリスク相当額と認識する旨、明示して頂きたい。

(2) 内部モデルの検証基準について

市場リスクの検証 (パラグラフ 309 「B.9(b)」)

規制対応としては、「ヒストリカルデータの観測期間 1 年以上」、「ヒストリカルデータに掛目を乗じて得たものの平均が 6 ヶ月以上」等、損失の推計に制約のあるモデルについて、現状以上の追加的なモデル検証を行う必要はないものとする。

仮に、追加的なモデル検証の実施を導入するにしても、各金融機関の内部モデルの特性及び、現行の方法によるバックテストの結果をふまえ、各国当局が、必要に応じて適切な方法を各金融機関ごとに要請することを可能として頂きたい。また、損失推計に制約のあるモデルに関しては、パラグラフ 309 「B.9(b)」中で例示として挙げられた追加的検証項目は削除願いたい。少なくともこの例示に従う必要は必ずしもないということを確認したい。

バックテストに使用する損益の定義 (パラグラフ 310)

バックテストに関し、パラグラフ 310 は、仮想損益と実損益のいずれか、または両方を使用するかを各国当局の裁量により、国毎に決定できると解釈できる。これに対し現状は各国当局裁量により、金融機関は、仮想損益と実損益のいずれを使用することも許容されている。また、各金融機関により、どちらの手法を使用することが適正であるかを判断することが難しいと考えられることから、当局裁量の下で各金融機関が任意で選択できる現行の方式を継続して頂きたい。

4. 約定未決済及びフェイル取引について

(1) 資本控除の取扱いについて (パラグラフ 326、332)

市中協議案において、「DVP 取引における決済日後 5 日以上」「Non-DVP 取引における二回目の決済日後 2 日以上」のフェイルが発生した場合には、それぞれ「正のカレント・エクスポージャー」「引渡し額 + 正のカレント・エクスポージャー」を資本控除することが求められている。

本件取扱いでは、回収率を考慮できず、その他エクスポージャーと比べた場合に過度に保守的な取扱いになっていることから、回収率を考慮した EL (期待損失) を資本控除する取扱いを認めて頂きたい。

なお、この場合に使用する LGD に関しては、パラグラフ 324 と同様に、先進的内部格付手法 (AIRB) の場合でも LGD45% を用いることも認めて頂きたい。

(2) フォワードとして取扱う「長期の決済期日」の取引について（パラグラフ 327、333）
重要性の原則について

「長期の決済期日」の取引に関しては、外国為替取引（FX）を除き対象取引が少なく、所要自己資本対比コストのみが高む可能性が高い。従って所要自己資本への影響度合いが小さい場合には各国裁量で資本賦課を行わない等の取扱いを認めて頂きたい。また、DVP 取引、Non-DVP 取引を問わず、パラグラフ 331 に記載されている「非重要なエクスポージャーの場合には一律 100%のリスクウェイトを適用可能」とする旨、パラグラフ 324 に追記頂きたい。

外国為替取引の資本賦課との整合性について

外国為替取引に関しては現行規制上、原契約期間が 14 日以内の取引については資本賦課の対象外となっており、バーゼルにおいて変更がないものと理解している。今回の市中協議案では 5 営業日を基準とし資本賦課の要否が分かれているが、現行規制との平仄の観点から、引続き原契約期間が 14 日以内の外国為替取引については資本賦課の対象外であるとの認識でよいか確認させて頂きたい。

以 上